

大津市定期予防接種の県外接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する定期の予防接種（以下「予防接種」という。）を事情により滋賀県外（以下「県外」という。）で受けることとなった者に対し、当該予防接種に係る費用（以下「接種費用」という。）を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 接種費用の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかの理由により県外で予防接種（予防接種実施依頼書（県外の医療機関で法に基づく予防接種を受ける際の実施責任を明確にしたもので、本市が発行するものをいう。）の交付を受けて行われるものに限る。）を受ける本市の区域内に住所を有する者若しくはその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）又は当該予防接種に係る費用を負担した親族、児童養護施設の長その他の者とする。

- (1) 出産等のため母子が県外に長期にわたり滞在している場合
- (2) 両親が離婚調停中等の理由で県外に事実上居住している場合
- (3) 県外の施設（児童養護施設、医療施設等）に入所している場合
- (4) 県外の医療機関がかかりつけである場合
- (5) その他やむを得ない特別の理由があると市長が認める場合

(対象年齢等)

第3条 予防接種の種類及び接種日当日の対象年齢は、次のとおりとする。

予防接種の種類	接種日当日の対象年齢
四種混合（1期）	生後3月から生後90月に至るまで
ポリオ（1期）	生後3月から生後90月に至るまで
三種混合（1期）	生後3月から生後90月に至るまで
二種混合	11歳から13歳の誕生日の前日まで
B C G	生後12月に至るまで
麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（1期）	生後12月から生後24月に至るまで
麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（2期）	幼稚園年長相当の年齢
日本脳炎（1期）	生後6月から生後90月に至るまで
日本脳炎（2期）	9歳から13歳の誕生日の前日まで
ヒブ	生後2月から生後60月に至るまで
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまで
子宮頸がん予防	小学校6年生から高校1年生までに相当する年齢

高齢者インフルエンザ	65歳以上（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第1条の3第1項の表インフルエンザの項第2号の厚生労働省令で定める者にあっては、60歳以上）
水痘	生後12月から生後36月に至るまで
高齢者肺炎球菌	65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定める者にあっては、60歳以上65歳以下）
B型肝炎	1歳に至るまで
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては生後24週に至る日の翌日まで、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては生後32週に至る日の翌日まで

(注) 日本脳炎については、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（特例対象者）については、20歳の誕生日の前日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期療養者（前項の表に規定する予防接種の種類に係る疾病（インフルエンザ及びロタウイルス感染症を除く。以下「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表に定める年齢であった者（特定疾病にかかっている者（かかったことのある者を含む。）又は予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条各号に掲げる者を除く。）であって、当該年齢であった間に、長期にわたり療養を必要とする同規則第2条の5各号に掲げる疾病にかかったこと又は同規則第2条の6各号に掲げる特別の事情（以下この項において「特別の事情」という。）があることにより当該特定疾病に係る予防接種を受けることができなかつたと認められるものをいう。）についての予防接種の種類及び接種を受けることができる年齢又は期間は、次のとおりとする。

予防接種の種類	接種を受けることができる年齢又は期間
四種混合（1期）	15歳に至るまで
B C G	4歳に至るまで
ヒブ	10歳に至るまで
小児用肺炎球菌	6歳に至るまで
高齢者肺炎球菌	特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間
ポリオ（1期）、三種混合（1期）、二種混合、麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（1期）、麻しん若しくは風	特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間

しん又は麻しん風しん混合 (2期)、日本脳炎(1期)、 日本脳炎(2期)、子宮頸がん 予防、水痘及びB型肝炎	
---	--

3 前2項の予防接種の接種方法及び接種回数は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づき実施するものとする。

（助成金の額）

第4条 市長は、対象者が接種費用を負担したときは、当該対象者に対して、別表に定める額を限度として費用を助成するものとする。

（助成の申請等）

第5条 助成を受けようとする者は、定期予防接種（県外）費用助成金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 接種した医療機関等の領収書（定期予防接種と分かるもの）
- (2) 定期予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳又は予診票の写し等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、接種日から1年以内に行わなければならない。

4 市長は、接種費用の助成の決定をしたときは、速やかに助成金を支払うものとし、接種費用の助成決定の通知は助成金の支払をもってこれに代えるものとする。

5 市長は、接種費用の助成をしないことと決定したときは、定期予防接種（県外）費用助成金不交付決定通知書（様式第2号）に理由を付して当該申請者に対して通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他の不正行為により接種費用に係る助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、接種費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年12月20日から施行し、同年4月1日以後に実施された予防接種について適用する。

（令和4年度から令和7年度までの間における子宮頸がん予防に関する予防接種に係る接種対象者の特例）

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における第3条第1項の表子宮頸がん予防の項の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接

種 対 象 者 」 と 、 同 表 子 宮 頸 が ん 予 防 の 項 中
「 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 」 とあるのは
〔(1) 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 にある者
〔(2) 平成 9 年 4 月 2 日 から 平成 18 年 4 月 1 日 まで の間に 生まれ とする。
た者 〕

3 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで の間に における 第 3 条第 1 項の 表子宮頸
がん 予防 の 項 の適用 について は、 同条第 1 項 中 「 接種日 当日の 対象年齢 」 とあるのは 「 接
種 対 象 者 」 と 、 同 表 子 宮 頸 が ん 予 防 の 項 中
「 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 」 とあるのは
〔(1) 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 にある者
〔(2) 平成 9 年 4 月 2 日 から 平成 19 年 4 月 1 日 まで の間に 生まれ とする。
た者 〕

4 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで の間に における 第 3 条第 1 項の 表子宮頸
がん 予防 の 項 の適用 について は、 同条第 1 項 中 「 接種日 当日の 対象年齢 」 とあるのは 「 接
種対象者 」 と 、 同表子宮頸がん予防の項中
「 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 」 とあるのは
〔(1) 小学校 6 年生 から 高校 1 年生 まで に相当する年齢 にある者
〔(2) 平成 9 年 4 月 2 日 から 平成 20 年 4 月 1 日 まで の間に 生まれ とする。
た者 〕

(この要綱の失効)

5 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日 限り 、その効力を失う。

6 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に接種を受けた予防接種に係る接種費用
について は、 令和 7 年 3 月 31 日 まで の間、 当該接種費用に係る助成の申請を行ふこと
ができる。

7 前項の規定による申請に係る助成金の交付について は、 この要綱の規定は、 第 2 項の
規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日 から 施行し、 同日以後に 実施された 予防接種 について
適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日 から 施行する。ただし、附則の改正規定は、平成
25 年 9 月 3 日 から 施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大津市定期予防
接種の県外接種費用助成要綱の規定は、平成 25 年 10 月 1 日 以後に 実施された 予防接
種について 適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日 から 施行し、 同日以後に 実施された 予防接種 について

適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。
- 2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表水痘の項の規定の適用については、同項中「生後36月」とあるのは、「生後60月」とする。
- 3 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同項の表高齢者肺炎球菌の項中

「

65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定める者にあっては、60歳以上65歳以下）

とあるのは

」

「

- (1) 平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定めるもの

とする。

」

- 4 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同項の表高齢者肺炎球菌の項中

「

65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定める者にあっては、60歳以上65歳以下）

とあるのは

」

「

- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、令第1条の3第1項の表肺

とする。

炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定めるもの

」

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

2 改正後の第3条の規定（同条の表B型肝炎の項に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日以後に生まれた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に実施される予防接種について適用する。

2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第1項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳（令第1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号の厚生労働省令で定める者にあっては、
60歳以上65歳以下）」とする。

〔(1) 平成31年3月31日において100歳以上の者及び同年4

月1日から平成32年3月31日までの間に65歳、70歳、

75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者とする。

(2) 接種日当日の年齢が60歳以上65歳未満の者であって、令第

1条の3第1項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限

る。) の項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの 」

3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 3 条第 1 項の表高齢者肺炎球菌の項の規定の適用については、同条第 1 項中「接種日当日の対象年齢」とあるのは「接種対象者」と、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳(令第 1 条の 3 第 1 項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第 2 号の厚生労働省令で定める者にあっては、「60歳以上 65歳以下」)

〔(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は 100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末までの間にある者

とする。

(2) 接種日当日の年齢が 60 歳以上 65 歳未満の者であって、令第 1 条の 3 第 1 項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第 2 号の厚生労働省令で定めるもの 」

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

2 改正後の第 3 条の規定(同条の表ロタウイルス感染症の項に係る部分に限る。)は、令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施された予防接種について適用する。

別表(第 4 条関係)

接種費用助成上限額一覧

定期予防接種の種類	上限額
四種混合	9,926 円

ポリオ	8,673 円
三種混合	4,587 円
二種混合	3,855 円
B C G	8,272 円
麻しん風しん混合	8,358 円
麻しん単独	5,407 円
風しん単独	5,533 円
日本脳炎 1 期	6,292 円
日本脳炎 2 期	5,670 円
ヒブ	7,172 円
小児用肺炎球菌	10,502 円
子宮頸がん予防	15,125 円
高齢者インフルエンザ	医療機関等に支払うべき費用の額から 1,400 円を減じた額(その額が 3,600 円を超えるときは、3,600 円)。ただし、対象者の属する世帯が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯である場合にあっては、5,000 円
水痘	7,281 円
高齢者肺炎球菌	医療機関等に支払うべき費用の額から 2,500 円を減じた額(その額が 5,950 円を超えるときは、5,950 円)。ただし、対象者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である場合にあっては、8,450 円
B 型肝炎	5,353 円
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては 12,604 円、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合にあっては 8,250 円

様式第1号（第5条関係）

定期予防接種（県外）費用助成金交付申請書（兼請求書）

年　月　日

(宛先)

大津市長

申請者　　住所

氏名

印

（被接種者との続柄

）

電話

申請額(請求額)　　円

被接種者氏名		生年月日	
被接種者住所	(申請者の住所と異なる場合)		
振込先	金融機関名／支店名		/
	預金種別・口座番号	普通・当座	No.
	(フリガナ) 口座名義人		

予防接種名	実施日	実施医療機関	支払料金	請求金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計金額				円

(注) 母子健康手帳又は予診票の写し等、領収書及び通帳のコピー等を添付してください。

振込先の口座名義人は、申請者と同一の方としてください。

各予防接種の請求金額は、接種費用助成上限額を超えないようにしてください。

指定口座への助成金の振込みをもって、助成金の交付決定の通知に代えます。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大津市長

定期予防接種（県外）費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました定期予防接種費の償還払いについて、大津市定期予防接種の接種費用助成要綱に基づき、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

【不交付決定の理由】

(被接種者)